



2021年4月22日

各位

会社名 KOA株式会社
 代表者名 代表取締役社長 花形 忠男
 (コード: 6999 東証・名証第1部)
 問合せ先 常務取締役 経営管理インシアティブ・トップ・マネジメント
 野々村 昭
 (電話番号 0265-70-7171)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を2021年6月19日開催予定の当社第93回定時株主総会の付議議案にすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の取締役会の実効性及びコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行の定款に定める取締役の員数を10名以内から11名以内に変更するものであります。
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えるため、現行定款第34条（監査役の選任）に補欠監査役に関する選任決議の有効期間を定めるとともに、現行定款第35条（監査役の任期）に補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は <u>11</u> 名以内とする。
第21条～第33条 (条文省略)	第21条～第33条 (現行どおり)
(監査役の選任) 第34条 (条文省略) (新設)	(監査役の選任) 第34条 (現行どおり) ② <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新設)	③ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月19日

以 上